平成３０年（フ）第７１号
兵庫県川西市清和台東４丁目19番地の33
債務者　栃尾　利春
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第７３号
兵庫県宝塚市旭町１丁目６番10―302号　石田三義方、前住所兵庫県宝塚市御殿山４丁目13番15号
債務者　福原　定男
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第２３号
広島県江田島市能美町鹿川4783番地13
債務者　前　　英児
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第３６号
山口県宇部市大字東須恵2218番地１　大井ハイツ
債務者　塩田　和博
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第４３号
福岡県久留米市城島町下田188番地１
債務者　古賀　昭次
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第４４号
福岡県久留米市城島町下田188番地１
債務者　古賀千代子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第６７号
福岡県久留米市安武町安武本1274番地12
200棟256号
債務者　上田　芳朗
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第９３号
佐賀県鳥栖市本町２丁目97番地５　レオネクスト西浦106
債務者　松岡　新吾
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３５号
佐賀県伊万里市東山代町里177番地134
債務者　阿賀野　健
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第４４号
佐賀県武雄市山内町大字大野7092番地１　宇部生コン社宅７号、前住所長崎県佐世保市船越町1410番地３　グリーンヴァレーＢ102
債務者　中嶋　佑樹
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第２３号
北海道根室市昭和町４丁目38番地タウンハウス兵庫５号室
債務者　鈴木　昭仁
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（フ）第９５号
佐賀県神埼市神埼町西小津ヶ里613番地５　サウスウィンドウ201
債務者　丸田久美子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１６６号
千葉市花見川区柏井町1595番地32
債務者　西村　　剛
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１８０号
千葉市花見川区千種町215番地27
債務者　髙橋　英明
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１９５号
千葉県習志野市本大久保２丁目１番２号　スイートパレス101号
債務者　鹿児島弘昭
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係